

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</b> (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略) (特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる教職員には、第19条の2又は労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。))第15条の2の規定が適用される場合を含む。)に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した教職員(以下「無期雇用教職員」という。)を含む。</p> <p>(中 略) (契約期間)</p> <p>第19条 } (略) 2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>研究開発力強化法</u>第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4・5 (略) (中 略) (契約期間)</p> <p>第23条 } (略) 2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>研究開発力強化法</u>第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4～6 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定める有期雇用教職員には、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定が適用される場合を含む。)に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した教職員(以下「無期雇用教職員」という。)を含む。</p> <p>3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則</b></p>	<p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 前項に掲げる教職員には、第19条の2又は労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定(<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>(平成20年法律第63号。以下「<u>科学技術・イノベーション活性化法</u>」という。))第15条の2の規定が適用される場合を含む。)に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した教職員(以下「無期雇用教職員」という。)を含む。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第19条 } (同 左) 2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>科学技術・イノベーション活性化法</u>第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条 } (同 左) 2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>科学技術・イノベーション活性化法</u>第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4～6 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める有期雇用教職員には、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定(<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>(平成20年法律第63号)第15条の2の規定が適用される場合を含む。)に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した教職員(以下「無期雇用教職員」という。)を含む。</p> <p>3 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 (略)</p> <p>2 前項に定める時間雇用教職員には、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定（<u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律</u>（平成20年法律第63号）第15条の2の規定が適用される場合を含む。）に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した教職員（以下「無期雇用教職員」という。）を含む。</p> <p>3 (略) (後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める時間雇用教職員には、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定（<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>（平成20年法律第63号）第15条の2の規定が適用される場合を含む。）に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した教職員（以下「無期雇用教職員」という。）を含む。</p> <p>3 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則</b> (平成16年達示第74号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 (略)</p> <p>2 前項に定める外国人教師には、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定（<u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律</u>（平成20年法律第63号）第15条の2の規定が適用される場合を含む。）に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した者（以下「無期雇用教職員」という。）を含む。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める外国人教師には、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定（<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>（平成20年法律第63号）第15条の2の規定が適用される場合を含む。）に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した者（以下「無期雇用教職員」という。）を含む。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年1月17日から適用する。</p>